

# PKWARE, INC. マスターソフトウェアライセンス契約 (Smartcrypt)

本ライセンス契約（「本契約」）は、下記に定義されるライセンサーおよびライセンシーの間にて締結される。

下記に定義される本ソフトウェアの全部または一部をアクセス、使用、またはインストールすることにより、ライセンシーは、本契約（本契約に添付されたすべての明細書（Schedule）および別紙を含める）のすべての条項に明示的に合意し、かつ、同条項に拘束されることに明示的に同意する。いかなる部分であれ本契約の一部に合意せず、本契約に拘束されることを希望しない場合、ライセンシーは、本ソフトウェアの全部または一部をアクセス、使用、またはインストールすることは一切できない。

本契約は、パート 1（ソフトウェアライセンスおよび一般条項）およびパート 2（メンテナンスおよびサポート条項）より構成される。

## パート 1 - ソフトウェアライセンスおよび一般条項

### 1. 定義

「認定数」は以下を意味する。

- (a) Windowsデスクトップ、MacOS、iOSおよび/またはAndroid用ソフトウェアバージョンの場合、「注文書」で定められた認定ユーザー数。
- (b) HP-UX、IMB-AIX、Sun Solaris、Linux for x86およびWindows Server用ソフトウェアバージョンの場合、「注文書」で定められたインスタンス数（例えば、物理オペレーティング環境および仮想オペレーティング環境）。

「ドキュメンテーション」とは、ユーザーマニュアルおよびインストールガイド、あらゆる「リードミーファイル」もしくは「ヘルプファイル」を含む、ライセンサーがその顧客に対して一般に公開し、本ソフトウェアの操作および機能性に関する、すべての書面による情報および電子情報を意味する。

「発効日」とは、本ソフトウェアに該当する注文書の部分に記載されている、本マスターライセンス契約が発効する日付を意味する。

「ライセンシー」とは、注文書に特定されている、本ソフトウェアのライセンスを受ける者を意味する。ライセンシーという言葉には、(i) ライセンシーが自らの監査済連結財務諸表に含め、(ii) ライセンシーが少なくとも 50 パーセントを所有する（「関連会社」）子会社、関連会社等が含まれる。但し、(a) ライセンシーはライセンサーと競争する関連会社を含めてはならず、また (b) 各々の関連会社による本契約の遵守に対して、ライセンシーが責任を負うものとする。

「ライセンサー」は PKWARE, Inc. を意味する。

「注文書」は、(a) ライセンサーが受諾した有効な購入注文書、(b) ライセンシーが書面で受諾したライセンサー発行の見積書、(c) ライセンサーが発行し認定数を証明する本契約書の添付書類、(d) ライセンサー認定のオンラインストアで購入したことを示す領収書、のいずれかを指すものとする。本契約および注文書の条項が適用される。但し、ライセンサーおよびライセンシー双方が後日に締結した書面による合意にそれに反する規定が明記されている場合はこの限りでない。ライセンシーからの発注書等の書類に記載された文言または条項で、注文書または本契約の条項に反するもの、あるいは付加されるものは、すべて無効であり、効力を持たないものとする。

「ソフトウェア」とは、注文書（Smartcryptマネージャを含む）および関連ドキュメンテーションにおいて確認されるソフトウェアプログラムのオブジェクトコードバージョンを意味する。

「ユーザー」とは、ライセンシーまたはライセンシーの国際業務活動に従事するライセンシーの従業員を意味する。

### 2. ライセンス

**2.1 ライセンス付与。**適用されるライセンス料を約因とし、以下に記載される制限に従い、ライセンサーは、適切な注文書に明記されたソフトウェアを、両当事者の書面による合意がない限り、内部業務目的に限定して、認定数を上限とする本ソフトウェアのインストールおよび使用についての、無期限で、譲渡不能で（本契約書で許可されている場合を除き）、非独占的なライセンスをライセンシーに付与するものとする。ライセンシーは、本ソフトウェアのインストールおよび設定について単独で責任を負うものとする。

*Windowsデスクトップ、MacOS、iOSおよび/またはAndroidオペレーティングシステム上のSmartcryptとして知られる本ソフトウェアがデスクトップまたはモバイルバージョンの場合：個々のユーザーは、Windowsデスクトップ、MacOS、iOSおよび/またはAndroidオペレーティングシステムを実行する最高3台のデバイス（デスクトップまたはモバイルデバイスでもよい）のかかるライセンスのもとで本ソフトウェアをインストールし使用する権利を有する。ただし、他のユーザーはかかるデバイス上にある本ソフトウェアを使用する権限はない。*

*Smartcryptとして知られる本ソフトウェアが、HP-UX、IBM-AIX、Sun Solaris、Linux for x86およびWindows Serverバージョンの場合：本ソフトウェアをインストールする物理オペレーティング環境および仮想オペレーティング環境毎に1つのライセンスが必要（すなわち、インスタンス毎）とする。*

ライセンシーは、リモートアクセス技術（例えば、Citrix® Access PlatformまたはMicrosoft® Terminal Services）を利用して、ライセンスを受けてインストールした本ソフトウェアにアクセスし使用できる。ただし、ライセンシーは最低でもリモートアクセス技術にア

アクセスするライセンシーのユーザー数と同数の本ソフトウェアのライセンス認定数を購入するものとする。ライセンシーが本ソフトウェアを仮想オペレーティング環境にインストールした場合、ライセンシーは、ホストベースの仮想マシン環境またはハイパーバイザー内で実行するゲストOS毎にソフトウェアライセンスを購入する必要があります。ライセンシーがアプリケーション仮想化を通じて本ソフトウェアを使用できるようにした場合、ライセンシーは、かかる仮想化を通じてソフトウェアにアクセス可能なユーザー毎にソフトウェアライセンスを購入する必要があります。

**2.2 Smartcryptマネージャ。** オプションで追加コスト無しに、本契約の条件に従い、ライセンサーは、ライセンシー自身の内部業務目的で本ソフトウェアと一緒に使用する場合にのみSmartcryptマネージャをインストールし使用するための無期限で譲渡不能なライセンスをライセンシーに付与する。

**2.3 非生産的使用。** ライセンシーは、非生産目的のアーカイブまたはコールドバックアップに限り、追加費用無しに、ソフトウェアの妥当な数のコピーを作成することが許可されている。かかるコピーは、災害により既存のインストールが損傷または破壊された場合に生産インストールの中断を最小限に抑える、および/または生産インストールを入れ替える目的に限り、インストールすることができる。ライセンシーは、各コピーが、物理的媒体に含まれる場合に、ライセンサーによって提供される本ソフトウェアに記載されるように、ライセンサーの著作権および他の所有権に関する注意文を含むことを確認する。ライセンシーは、事業、非生産、災害復旧（別称「ホットバックアップ」または「フェイルオーバー」）および/または試験/開発の目的にソフトウェアをコピーした場合には、適用されるすべてのライセンス料およびメンテナンス費用をライセンサーに支払うものとする。

**2.4 使用に関する制限。** ライセンシーは、ソフトウェアがライセンサーの所有となる著作権で保護された素材であること、本契約または法令で明示されるものを除き、以下の事項を禁止することを認め合意する。(i) ソフトウェアのコピー、修正、改変、変換、デコンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、派生品を作成すること。(ii) ソフトウェアプログラムに含まれている著作権表示または起動メッセージの削除、改変、あるいは、表示されないようにすること。(iii) ソフトウェアまたはその一部を使用してライセンサーの製品と競合する製品を直接的または間接的に作成すること。(iv) ライセンシーのコンサルタント以外の第三者に対して本ソフトウェアへのアクセスを許可すること、および/または表示をすること。但し、かかるコンサルタントアクセスは独占的にライセンシーの内部事業目的とするものとし、かつ、コンサルタントが本契約に定められたライセンシーの制限と義務を遵守することに書面で拘束されるものとする。(v) 本契約書に記載のない相手に対して、本ソフトウェアまたはコピーまたは変更を、全部または一部において、販売、貸付、貸出、リース、転貸、付与、サブライセンス、使用、または譲渡すること。さらに、ライセンシーは、個々のコンサルタントをライセンシーの従業員とみなし、本ソフトウェアに関係するコンサルタントの作為および不作為に対して全責任を負うものとする。

**2.5 自己解凍ファイルの配布に関する制限。** 注文書に別途記載がなければ、ライセンシーは、ライセンシーの内部使用のために自己解凍ファイルを作成する場合に限り本ソフトウェアを使用できる。さらに、本ソフトウェアを使って作られた自己解凍ファイルを第三者に対して販売、移譲、譲渡、ライセンス付与等の方法により配布することにより、報酬（その形態を問わず）または商業利得を得ることはできないものとする。明確にするために記すと、本契約は、ライセンシーの通常の事業において、ライセンシーが外部の受信者に向けて自己解凍ファイルでないファイルを送信することを禁止しない。

**2.6 権利の承認および保留。** ライセンシーは、ライセンサーが本ソフトウェアに対し、本ソフトウェアに関するすべての知的財産権およびその他の所有権を所有していること、また本契約により明示的に付与されない権利はライセンサーがすべて留保することを認め、これに合意する。

**2.7 個人情報保護/データ収集。** 本契約の期間中、ライセンシーは、ライセンサーがアクティブなライセンス総数、匿名扱いのソフトウェア使用統計、電子メールアドレス、ユーザー資格情報および/または公開暗号化キーを含むライセンスレポートを定期的に収集することを認め、これに合意する。ライセンシーがオフラインモードで本ソフトウェアを実行する場合、ライセンシーは、本ソフトウェアによって生成されたライセンスアクティベーションレポートを少なくとも12か月に1回ライセンサーに送信することに同意する。

**2.8 遵守。** ライセンサーからの書面による要求があった場合、ライセンシーは、本契約による自らの諸義務を遵守している旨の陳述をライセンサーに対して提出するものとする。

**2.9 監査権。** ライセンシーは、ライセンシーが所有あるいは管理している本ソフトウェアの各コピーの所在地および使用を示す、真実、完全、かつ正確な帳簿および記録を維持するものとする。ライセンサーは、いかなる理由であれ、12 か月に 1 回を超えない頻度で少なくとも 30 日の事前通知をライセンシーに対して書面で行ったうえ、ライセンサーの負担で、ライセンサーの代理人を介し、本契約に基づくライセンシーの本ソフトウェアの使用を確認するために、ライセンサーが合理的に要求するライセンシーの記録やシステムを監査する権利を有する。

**2.10 評価用トライアルライセンス。** 適用される注文書が本ソフトウェアの無料トライアルライセンスに限定されるか、または本ソフトウェア（「評価用ソフトウェア」）の無料トライアルライセンスがライセンシーに別途提供される場合、本契約の4.1項にかかわらず、その期間は、注文書で指定された無料トライアル期間、またはライセンサーによって提供された一時的ソフトウェアライセンスの期間（「評価期間」）に限定される。本契約に基づいて付与される評価ソフトウェアに対するライセンス権は、評価期間の終了時自動的に終了し、更新は行わないものとする。ライセンシーは、いかなる商業活動、他業務、または開発目的には使用せず、本ソフトウェアの商用ライセンスを購入するかどうかを決定する目的に限り評価ソフトウェアをインストールし使用できる。無料トライアルに提供されるあらゆるライセンス承認は、評価期間の終了時に自動的に満了するものとし、かつ評価ソフトウェアは非稼働になる可能性がある。ライセンシーが評価期間終了後も評価ソフトウェアの使用を望む場合、ライセンシーは、適切なライセンスの購入に同意する。評価期間終了後も

評価ソフトウェアの使用を継続することにより、ライセンシーは、かかる使用に必要なあらゆる料金に責任を負うことを認め、これに同意する。

### 3. 料金

**3.1** ライセンシーは、注文書に定められた金額で、注文書に定められた条項に従い、ライセンス料（および適用可能範囲は、メンテナンス料まで入る）をライセンサーに対して支払うものとする。以降、メンテナンス料は、メンテナンス期間の開始日に毎年支払われるものとする。本契約による料金の支払は、ライセンサーが承認する方法で、米ドルまたはライセンサーが承認するそれ以外の通貨でなされるものとする。支払に伴う費用（送金手数料等）はすべてライセンシーが負担するものとする。本契約による取引に対して課せられる税金、関税、手数料等、あるいは本契約による取引を対象とする税金、関税、手数料等は、すべてライセンシーが単独で負担するものとする。

**3.2** 本契約により支払わなければならないすべてのライセンス料およびメンテナンス料は、請求書日付より 30 日以内に支払われなければならない。注文書に定められたライセンス料がその支払期限までに支払われなかった場合、それは本契約に対する重大な違反となるものとする。注文書に定められたメンテナンス料がその支払期限までに支払われなかった場合、それは本契約のメンテナンスおよびサポート部分に対する重大な違反となるものとする。支払期限までに支払われなかった金額は、月利 1.5%の割合、または法により認められる最高の利率のいずれか低い方で、同支払期限より利息を付すものとする。それに加え、ライセンシーは、支払期限までに支払われなかった金額に対するすべての取立費用（実際にかかった弁護士費用を含めて）を負担するものとする。

### 4. 期間および解約

**4.1 期間。**本契約の期間は、発効日に開始し、注文書に定められた期間、または本契約の規定に従ってそれ以前に解約されるまで継続するものとする。注文書が特定の期間を定める場合、更新期間の開始前にライセンシーがライセンサーと合意する料金をライセンサーに対して支払うことを条件に、本契約は注文書に定められた期間が終了した際に、1 年間の更新期間で自動的に更新されるものとする。当事者がこのような料金に関して合意しない場合、期間は更新されないものとする。

**4.2 ライセンシーによる解約。**ライセンシーは、相当な事由の有無を問わず、ライセンサーに対して書面による通知を出し、本契約によるライセンシーのすべての義務を遵守したうえで、本契約をいつでも解約することができる。本契約に明記された場合を除き、本契約の解約の際には、ライセンシーは一切本契約に基づき支払われた料金の払い戻しを受ける権利を有しないものとする。

**4.3 ライセンサーによる解約。**ライセンサーは、ライセンシーが本契約の規定に対する重大な違反を行い、ライセンサーより同違反に基づき本契約を解約する意図がある旨を述べた通知を受領後 30 日以内にライセンサーが合理的に満足する形で同違反を正さなかった場合には、ライセンシーに対して書面で同違反に基づく解約通知を出したうえで、本契約を解約することができる。上記の一般性に関わらず、ライセンシーによる違反がライセンサーの本ソフトウェアに対する知的財産権またはその他の所有権を著しく侵害、あるいは損なうものだとライセンサーが合理的に判断した場合は、ライセンサーは本契約を直ちに解約することができる。

**4.4 解約、解除、満了時の措置。**上記4.2項および4.3項に基づく理由の有無によらず本契約を解約する場合、下記5.1項に基づいて解除する場合、または有限期間ライセンスの満了の場合、本契約に基づいて付与されるすべてのライセンスは即刻解除されるものとする。本契約の解約、または本契約に準拠する有限期間ライセンスの満了のいずれかの場合、ライセンシーは直ちに (a) 本ソフトウェアのあらゆる使用を停止する、(b) 本ソフトウェアの物理的および電子的複製のすべてをアンインストールし、破壊する、(c) 本項に準拠する旨を明記して、ライセンシー役員の署名付き証明書を解約、解除または満了の20日以内にライセンサーに送達する。下記 5項に明記された場合を除き、ライセンシーは、いかなる状況であれ、本契約の解約、解除または満了時、料金の払い戻しまたは返金を受ける権利が一切ないものとする。

**4.5 存続権。**その性質上、本契約の満了または解約後存続することが意図される本契約のすべての規定（本契約パート 1 の 2.3項、2.4項、2.5項、2.6項、2.7項、2.8項、2.9項、3.1項、3.2項、4.2項、4.3項、4.4項、5.3項、5.5項、6項、7項に定められた制限および義務等を含むがこれらに限定されない）は存続し、引き続き完全に効力を持つものとする。ライセンシーに対する本ソフトウェアの無期限ライセンスのメンテナンスおよびサポートの解約の場合、かつ、ライセンシーが本契約に違反していない場合、本契約の条項は、本契約のパート2および関連するメンテナンスならびにサポート条項を除き、引き続き完全に効力を持つものとする。

### 5. 限定保証、瑕疵担保責任の否認（DISCLAIMER OF WARRANTIES）および責任に対する制限

**5.1 本ソフトウェアに対する限定返金保証。**ライセンシーは、本契約の最初の期間の発効日より 30 日以内（「保証期間」）において、自ら満足するまで本ソフトウェアをテストすることができる。ライセンシーが本ソフトウェアで完全に満足していなければ、保証期間内に本ソフトウェアをライセンサーへ返品し、本契約に基づきライセンサーがライセンシーから実際に受け取ったライセンス料およびメンテナンス料の全額返金を受けることができる。同返品により、本契約が上記 4.4 項の規定に従って直ちに解約するものとする。ライセンサーは、第三者からライセンサーに提供され、本ソフトウェアに組み込まれるか、または別途本契約に基づいて使用を許諾されるか、もしくはライセンサーからライセンサーに提供される第三者のソフトウェアに関連するすべての保証をライセンシーに引き渡すことに同意する。上記にかかわらず、本ソフトウェアに第三者が開発したソフトウェアコードが含まれ、GNU一般公有使用許諾契約書またはGNU劣等GPLのいずれかに従ってライセンス供与される場合、そのようなコードは、何ら保証なく供給されるものとする。

**5.2 メンテナンスおよびサポートに対する限定保証。** ライセンサーは、本契約により提供されるメンテナンスおよびサポート業務は、一般に認められている業界基準に則って、プロフェッショナルかつ熟練した方法 (professional and workmanlike manner) にて行なわれることを保証する。

**5.3 瑕疵担保責任の否認。** 本ソフトウェアのインストールおよび設定は、ライセンサーの単独責任のもとで行なわれるものとする。上記保証は、ライセンサーによる排他的保証であり、本ソフトウェア、当該メンテナンス、サポート等に関して、それ以外の明示的あるいは黙示的な保証または表明 (商品性の担保責任 (WARRANTY OF MERCHANTABILITY)、特定目的への適合性の担保責任 (WARRANTY OF FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE) 等を含めこれに限定されない) は一切提供されない。ライセンサーは、本ソフトウェアにはプログラムエラーがないことを保証するものではない。

**5.4 法的権利。** 上記の限定保証は、ライセンサーに特定の法的権利を与え、ライセンサーは、州によって変わり、また裁判管轄区によって変わる他の権利を持つことができる。州および裁判管轄区によっては、黙示の保証が続く期間の制限を許さないところがある。その場合は、上記制限はライセンサーに適用されない場合がある。

**5.5 責任に対する制限。** ライセンサーは、ライセンサーがそのような損害が発生する可能性について知らされていた場合においても、特殊損害、付随損害、間接損害、懲罰損害、あるいは経済的損害やその他の間接損害 (遺失利益や貯金等を含め、それに限定されない) 等いかなるものに対しても、一切責任を負わないものとする。なお、間接損害または付随損害に対する除外または制限を認めない法制地域もあるので、上記制限または除外規定はライセンサーに適用されない場合がある。

ライセンサーは、(a) ライセンサーもしくは他の当事者の記録もしくはデータの喪失または損害、(b) ライセンサーが第三者請求に基づいて主張する損害に対して、一切責任を負わないものとする。

いかなる場合においても、本ソフトウェア、本契約、本契約の対象事項に関するライセンサー等に対するライセンサーの直接損害に対する責任の合計額は、\$100,000 米ドルまたは請求がなされる直前の 12 ヶ月間において本契約に基づいてライセンサーにより支払われた料金の合計額、どちらか多い方を超えないものとする。

本第 5 項に定められた制限、除外、免責事項は、救済がその本質的な目的において不十分である場合であっても、該当する法律により認められる最大限に適用されるものとする。メンテナンスの対象範囲内である場合を除き、ライセンサーが本契約に関連して技術的な助言または業務等 (本ソフトウェアのインストールまたは設定に関する助言または業務等を含め、それに限定されない) を提供することにより、いかなる義務も責任も発生しないものとする。

## 6. 機密保持

「機密情報」は、本ソフトウェアおよび/または本契約に関連するか、もしくは本契約の履行過程で公開される情報を意味する。この情報は、ライセンサーに対して機密または専有と合理的に理解されるか、またはされるべきである。機密情報には、次のものは含まない。(a) ライセンサーに合法的に既知である情報、(b) ライセンサーの過失なくして出版物において公開されている情報、(c) ライセンサーの過失なくして一般的に公共に知られている情報、(d) ライセンサーの機密を維持するいかなる義務も負わない第三者から合法的に獲得した情報、(e) 適用法または規制により公表を要求された情報、(f) その同じ情報を開発する人がライセンサーの関連専有情報にアクセスしていないことを条件として、ライセンサーによって独立に開発された情報。ライセンサーは、ライセンサーの機密情報が嚴重に管理され、かつ、ライセンサーの書面による事前の同意なくして、第三者によって使用されたり、または第三者に公開されたりしないことに合意する。本契約においてこれに矛盾する定めがあろうとも、本契約で定められた守秘義務は、本契約の解約、解除、または満了の後も存続するものとする。

## 7. 雑則

**7.1 可分性。** 本契約の条項および本契約に添付された明細書の規定は、分割有効なものである。本契約または本契約に添付された明細書のいずれかの規定が無効、違法、執行不能と判断された場合、かかる規定はその限りにおいて本契約から無視され、本契約の一部でないものと見做される。残りの条項の有効性、合法性、または法的強制力は、それによって一切影響を受けたり、機能を損なったりすることなく、かつ法により認められる最大限において有効かつ強制可能であるものとする。

**7.2 譲渡。** 本契約は、本契約の当事者およびそれぞれの承継人および譲受人を拘束し、同当事者およびそれぞれの承継人および譲受人の利益に効力を及ぼすものとする。上記に関わらず、ライセンサーは、ライセンサーによる書面による事前承諾なくして、本契約、本契約により付与されたライセンス、それ以外のライセンサーの本契約による権利または義務を譲渡・サブライセンス付与・請負、その他の方法で移転してはならず、また本契約による自らの義務を他者に委任してはならない。なお、ライセンサーはかかる承諾を不合理に差し控えてはならない。

**7.3 準拠法および法廷地の選択。** ライセンサーが米国内において本ソフトウェアを取得した場合、本契約は、ウィスコンシン州の準拠法の選択または法の抵触に関する規定に関わらず、同州内で締結されたものと解し、同州法を準拠法とする。本契約に関する訴訟あるいは本契約から生じる作為または不作為によるあらゆる争議は、ウィスコンシン州ミルウォーキー市の州裁判所または同州同市にある連邦裁判所に提起され、両者は当該裁判所の管轄を受けることに同意するものとする。

ライセンサーが米国外で本ソフトウェアを取得した場合、ライセンサーが本ソフトウェアを取得した国の法律が本契約の準拠法となる。但し、(a) オーストラリアにおいては、取引が履行された州または準州の法律が本契約の準拠法となる。(b) アルバニア、アルメニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギス、マケドニア共和国 (FYROM)、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア共和国、スロベニア、ウクライナ、ユーゴ連邦共和国において、オーストリアの法律を本契約の準拠法とする。(c) 英国においては、本契約に関するすべての紛争については、英国法を準拠法とし、イギリスの裁判所の専属管轄権に服するものとする。(d) カナダにおいては、オンタリオ州の法律を本契約の準拠法とする。(e) プエルトリコおよび中華人民共和国においては、ニューヨーク州の法律を本契約の準拠法とする。

**7.4 輸出規制。** ライセンサーは、適用されるすべての輸出法および規制を遵守することに合意する。

**7.5 米国政府の制限付き権利。** 本ソフトウェアは制限付き限定的権利と共に提供される。米国政府またはその機関による使用、複製または公開は、FAR 52.227-14、Alternate III (g) (3)、FAR 52.227-19 (c)、または DFARS 252.227-7013 (c) (1) (ii) に定められている制限を条件とする。

**7.6 完全合意。** 本契約ならびに本契約に添付されている明細書 (Schedule) および別紙 (Addendum) は、本契約の対象事項に関する当事者間の排他的合意全体を構成するものであり、ライセンサーおよびライセンサー間の対象事項に関する、これまでの書面または口頭の合意事項、交渉、表明、提案すべてに取って代わるものである。

**7.7 変更および権利放棄。** 本契約または明細書 (Schedule) あるいは別紙 (Addendum) に対する変更、本契約に対する違反に対する権利放棄は、書面にて行われ、執行が求められる当事者の適切な権限を持った代表者により署名されない限り、有効でないものとする。本契約に対する違反に対する権利放棄がなされた場合であっても、当事者間の取引の経過のいかんを問わず、本契約のそれ以降の違反に対する権利放棄と解することはできない。いずれかの当事者が本契約の条項の履行を 1 回または複数回要求しなかった場合も、当該の条項を後日実行する権利には何らの影響も及ばないものとする。

**7.8 不可抗力。** 当事者は、ストライキ、暴動、戦争、火災、天災、該当する法規制または政府機関の命令（それが無効か有効かを問わず）に則った行為を含めそれに限定されない、自らの管理の及ばない原因により、自らの義務を果たせなかった場合、責任を負わないものとする。但し、かかる原因により、本契約により支払うべき金額の支払期限が延長されることや、期限内の支払が免除されることはない。

**7.9 通知。** 本契約に基づき、一方の当事者が相手方当事者へ出すすべての通告、要求、指示、その他の書類および通信は、すべて書面にて行うものとし、メール、手渡し、宅配、エクスプレスメール、料金前払いの配達証明付き郵便にて配達されなければならない（なお、かかる通告は受け取る側の当事者が配達証明書にサインした日より発効するものとする）。ライセンサーに対する通知は、注文書に記載された住所または、ライセンサーがライセンサーに書面で通知した住所に送付されるものとする。ライセンサーに対する通知は、以下の住所または、ライセンサーがライセンサーに書面で通知した住所に送付されるものとする。PKWARE, Inc. 宛先: Legal Administrator, 201 E. Pittsburgh Ave., Suite 400, Milwaukee, WI 53204, legal@pkware.com.

## パート 2 - メンテナンスおよびサポート

メンテナンスおよびサポートは、ライセンサーがライセンサーに対して支払うべきすべてのメンテナンス関連支払をその支払期限までに支払い、現在サポートの対象となっている本ソフトウェアのバージョンを使っている場合に限り、ライセンサーに対して提供される。ライセンサーは、毎年 5% を越えない割合で、本ソフトウェアに該当する年次メンテナンス料を引き上げる権利を留保する。

**8. 追加定義。** 本契約パート 2 の条項の目的について:

「業務時間」とは、月曜日から金曜日（ライセンサーの休日は除く）までの午前8時から午後5時までの時間を意味し、時間帯は米国東部時間または中欧時間のうちライセンサーに近い方とする。

「エラー状態」とは、専ら本ソフトウェアのコードにおけるエラーや欠陥に起因する実証可能で再現可能な欠陥、プログラムエラー、またはその他の本ソフトウェアとそのドキュメンテーションとの不一致を意味する。

「メンテナンス期間」とは、最初は注文書に指定されたメンテナンス期間を意味する。最初のメンテナンス期間の終了後、メンテナンス期間は、いずれかの当事者が自らの選択で、その時のメンテナンス期間が終了する少なくとも 60 日前に書面にて通知を出してそれを解約した場合を除き、追加の1年間で自動的に更新されるものとする。メンテナンス期間は、いかなる理由であれ、本契約が解約、終了された場合には、直ちに終了するものとする。

「新規バージョン」とは、コンピュータが読み込み可能な形式における本ソフトウェアの実行可能なコードの完全な代替物を意味し、重要な新規の特徴や機能を提供するものである。新規バージョンには、1つまたは複数の強化機能が含まれる場合がある。新規バージョンは、小数点のすぐ左に表示されるバージョン番号が変わる強化機能のみに用いられる。なお、バージョン番号の変更は、ライセンサーの独自裁量により行なわれる。

「新規リリース」とは、コンピュータが読み込み可能な形式における本ソフトウェアの実行可能なコードの完全または部分的な代替物を意味し、重要な新規の特徴や機能を提供する場合がある。新規リリースには、一部の強化機能が取り入れられることもあれば、一切取り入れられない場合もある。新規リリースは、小数点のすぐ右に表示されるリリース番号が変わる変更のみに用いられる。なお、リリース番号の変更は、ライセンサーの独自裁量により行なわれる。

「改定」とは、標準的に発表される「新規バージョン」や「新規リリース」以外の方法で配布される製品機能または訂正を提供する、コンピュータが読み込み可能な形式における本ソフトウェアの実行可能なコードの完全または部分的な代替物を意味する。

「プレリリースの変更」とは、まだ一般にライセンサーの顧客に対して公表されておらず、その開発またはテストがまだ終わっていない強化機能を意味する。

「非承認製品」とは、ライセンサーの宣伝資料の中に本ソフトウェアと互換性があるものとして記載された製品以外の製品を意味する。

## 9. メンテナンス期間

**9.1** ライセンサーは、メンテナンス期間中、本契約パート 2 の条項に従って、本ソフトウェアの最新バージョンに対するメンテナンスおよびサポートを提供することに合意する。ただし、メンテナンス料が滞納されずに完全に支払われており、かつライセンサーが本契約に従ってその他すべての義務を履行期間中完全に遵守していることを条件とする。「最新バージョン」とは、新規ライセンスの注文のフルフィルメントに使用されるソフトウェアのバージョンおよび/またはライセンサーがテクニカルサポートの提供を継続するためのバージョンを意味する。最新バージョンは、ライセンサーのウェブサイト上のサポート・セクションにおいて明記するものとする。

## 10. サポート

**10.1 非エラー条件の場合のサポート。**メンテナンス期間中、ライセンサーは、本ソフトウェアに関する非エラー状態関連の質問に対するサポートを、営業時間内においてメール、電話、ファックス、オンライン相談により提供するものとする。

**10.2 エラー条件の場合のサポート。**メンテナンス期間中、ライセンサーは、営業時間内において標準のサポートラインにより、エラー状態の報告および解決に対するサポートを提供する。

**10.3** エラー状態の性質に関わらず、ライセンサーは、かかるエラー状態を取り除くか、または緩和するのに十分なプレリリースの変更、改定、その他の情報、指示、パッチという形で解決策を提供することができる。

**10.4** ライセンサーは、エラー状態が発見された後、その旨を迅速にライセンサーに対して書面にて通知することに合意する。また、エラー状態が発見され、ライセンサーより要求があった場合、ライセンサーは、同エラー状態や同エラー状態が発生/発見された操作状況を再現するためにライセンサーが要求する出力一覧等の情報を提出することに合意する。

**10.5** ライセンサーは、ライセンサーが随時本ソフトウェアの適切な運用のために必要と判断した特定のサービス、ハードウェア、ソフトウェア、ソフトウェアのバージョン、リリース等を指示に従い、取得・インストール・導入することに合意する。かかる品目に追加費用が伴う場合は、ライセンサーがそれを負担するものとする。

**10.6** ライセンサーは、ソフトウェアの運用およびライセンサーからのサポートに必要な機器、電話回線、通信インターフェース等のハードウェアを購入・インストール・メンテナンスする責任を負うものとする。ライセンサーは、その合理的な管理を超える事情や状況に起因して、メンテナンスやサポート提供が遅れること、あるいは不能になることの責任を負わないものとする。

**10.7 例外。**下記事項は、ライセンサーの本契約によるメンテナンスおよびサポート義務の対象外とする。(a) ライセンサーにより起因する範囲における、本ソフトウェアの誤用、不適切な使用、損傷から発生する問題。但し、ライセンサーの行為がライセンサーにより指示された場合やドキュメンテーションに記載されていた場合はこの限りでない。(b) 本ソフトウェアに対する、承認されていない変更に起因する問題。但し、そのような変更の範囲に限る。さらに、(c) 非承認製品、機器の故障から発生する問題。

ライセンサーが非承認製品または機器の故障から発生する問題に関してサポート業務を提供した場合、その業務に対して、その時現在の顧客サポート業務の料金により、「時間と材料」ベースで請求するものとする。本契約によるサポートの履行が非承認製品のためにより困難になっているか、または妨げられているとライセンサーが判断した場合、ライセンサーは、その旨をライセンサーに対して通知し、これに対し、ライセンサーは、本契約に基づくサポートが提供される間、自らの責任および負担で同非承認製品を直ちに取り除かなければならない。非承認製品のソフトウェアとの互換性および機能性に関して、ライセンサーは、単独で責任を負うものとする。

**10.8 ライセンサーの責任。**ライセンサーが本契約に基づいてサポートを提供することに関連して、ライセンサーは、本ソフトウェアに関して、次の各事項を行なう責任を負っていることを確認する。(1) 指定されたコンピューターシステムおよび関連周辺機器を各メーカーの仕様に従って良好の状態に保つこと、(2) 本ソフトウェアの適切な操作のために、指定されたドキュメンテーションに定められた、サポートの対象となるリビジョンレベルで指定されたコンピューターシステムを維持すること、(3) 本契約の条項に従って、ライセンサーがサポートを受けるために提出した問題を特定・解決するために、ライセンサーにより推薦されるテストまたは手順を実行すること、(4) ライセンサーが必要と判断する範囲において、喪失または改変されたファイル、データ、プログラムを回復するために、本ソフトウェア外の手順を維持すること、(5) ドキュメンテーションに定められているとおり、通常の運用手順に常に従うこと、(6) ライセンサーに認識できるように、すべての情報を米英語にて提供すること。

## 11. メンテナンス

**11.1 データフォーマット/内容の変更。**本ソフトウェアにより処理される生データのフォーマットや内容が、同データを作り出す OS およびサブシステムへのベンダーによる変更により変更される場合、ライセンサーは本ソフトウェアの継続的な互換性を提供することに

合意する。ライセンサーは、ライセンサー単独の判断で最新バージョンに必要な修正を行うものとする。ライセンサーは、最新バージョンのOS、ソフトウェア、またはハードウェアにおいて実行するために、先行バージョンの本ソフトウェア(すなわち最新バージョンではない)を修正する義務を負うものではない。

**11.2 改定および新規リリース。**ライセンサーは、ライセンシーが本契約および本契約に添付されている明細書 (Schedule) に関するすべての義務を履行していることを条件に、メンテナンス期間中、本ソフトウェアに対するすべての改定および新規リリース (但し、そのスケジュール、性質、範囲はライセンサーの裁量による) を無償でライセンシーに対して提供するものとする。

**11.3 新規バージョン。**当事者双方により締結される適切な補足書 (supplement) または注文書においてライセンサーにより指定された、かかる新規バージョンに適用される価格を条件に、ライセンシーは、本契約および本契約に添付されている明細書 (Schedule) の条項および条件により、かかる新規バージョンが入手可能となった時点で、本ソフトウェアの新規バージョンのライセンスを得るかどうか選択することができる。但し、ライセンシーは、かかる新規バージョンのライセンスを得る義務を負うものではない。

2015年12月03日